

○九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験細則

平成23年 3月16日
九工大情報工学研究院細則第1号

改正 平成24年10月24日九工大情報工学研究院細則第1号
令和 7年 7月 9日九工大情報工学研究院細則第1号

九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験細則

(趣旨)

第1条 九州工業大学大学院情報工学研究院（以下「本研究院」という。）において行われる動物実験等については、九州工業大学における動物実験等に関する規程（平成18年九工大規程第41号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(規程の遵守)

第2条 動物実験にあたっては、動物種差を考慮の上、当該実験と動物福祉とを可能な限り調和させ、倫理面を考慮しつつ、信頼性の高い実験を行うために、規程を遵守しなければならない。

(委員会)

第3条 本研究院に、規程及びこの細則の適正な運用を図るため、九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(地区管理者の責務)

第4条 地区管理者は、飯塚地区における動物保管環境及び動物実験環境を整備するよう努めるものとする。

(実験責任者の職務)

第5条 実験責任者は、実験計画の立案及び遂行について責任を負い、次に掲げる職務を行わなければならない。

- (1) 法規に従った動物の入手
- (2) 動物から人への感染及び動物間の感染を防止するために必要な検疫
- (3) 実験実施における規程及びこの細則の遵守の管理・監督
- (4) その他実験実施に関する必要な事項及び措置

(実験計画の立案)

第6条 実験責任者及び実験実施者は、実験計画にあたり、実験動物の専門家の意見を求める等により、有効適切な実験が行えるようにするほか、代替法を考慮して実験動物を適切に利用するものとする。

(審査の申請及び判定等)

第7条 実験責任者は、所定の動物実験計画書を作成し、地区管理者を通じ、学長に審査を申請するものとする。

2 地区管理者は、前項の規定により申請のあった実験計画について、学長への上申に先立って、委員会に諮問する。委員会は、実験計画の審査結果を地区管理者に答申し、地区管理者は委員会が適切であると認めた実験計画を速やかに学長に申請するものとする。

3 地区管理者は、前項の規定により申請を行った実験計画について、学長から、承認又は不承認の決定通知を受けたときは、その決定を、速やかに実験責任者に通知するものとする。

4 委員会は、必要に応じて、実験責任者に適切な指導及び助言を行うものとする。

5 地区管理者は、実験責任者から請求があったときは、承認された実験に関する証明書の発行を学長へ依頼するものとする。

(研究成果の発表)

第8条 動物実験による研究の成果は、論文その他適切な形式で正確に公表するものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成２３年４月１日から施行する。
- 2 九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験要項（平成２０年４月１日制定）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成２４年１０月２４日から施行し、平成２４年１０月１日から適用する。

附 則

この細則は、令和７年７月９日から施行する。